

# 下水道工事 現場説明事項・施工条件明示事項

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）」、「長野県土木工事施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）」、「土木工事現場必携」、「下水道工事施工の手引き（佐久市）」、「佐久市下水道標準構造図」、「設計変更ガイドライン」、「~~工事一時中止に係るガイドライン（以下、「一時中止ガイドライン」という。）~~」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

「§1 現場説明事項」及び「§2 特記仕様書」は、それぞれ長野県土木工事共通仕様書で定義される「現場説明書」及び「特記仕様書」と同様の位置付けである。

## §1 現場説明事項

### 1 工事内容

#### (1) 工事名称及び概要

工事名称及び概要は閲覧設計書に記載のとおり。

#### ~~(2) 工事関連資料~~

~~本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。~~

#### ~~(3) 施工者希望型週休2日工事~~

~~本工事は施工者希望型週休2日工事の対象工事である。週休2日の実施を希望する場合は、「施工者希望型週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。~~

~~（参考）「施工者希望型週休2日工事実施要領」~~

~~—<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyumodel.html>—~~

#### ~~(4) 歩掛条件~~

~~（全・一部）工種について下記条件により積算を行っている。~~

### 2 工期関係

#### (1) 通常の工期契約

工期は、雨天・休日等を見込んでいる。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

~~但し、—については、—の理由により一年一月一日までに完成させること。~~

### 3 工事工程関係

#### (1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

（保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事等）

#### (2) 地元・関係機関との協議

①着工にあたって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等		協議事項	内容

（地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等）

※なお、協議結果は施工計画書又は工事打合せ簿（様式任意）に記載し提出すること。

②施工前に必ず区長、地権者及び周辺住民、店舗への工事概要・工期・通行制限等について監督員の確認を受けたうえ、十分な説明及び周知期間を取り着手すること。

特に、工事に伴い出入りが出来なくなる住宅・店舗等については、事前に通行制限について周知を図ると共に、歩行者通路の確保等について、十分に配慮すること。

③通行制限・道路使用許可・区長の同意書は請負者でとること。また、ごみステーションの移動等がある場合には区長と協議し、市役所へも連絡すること。

④通学路・事業所・市内循環バス路線等がある場合には各関係機関と十分協議を行い、事故や損害を与えないように注意すること。特に当現場は狭隘箇所もあるため、歩行者の安全確保に努めること。

### (3) 近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考

## 4 施工計画

### (1) 施工体制台帳に記載を求める下請契約における県内企業の採用について

市内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、下請契約における市内企業の優先採用を推進するものとする。

### (2) 施工計画書

- ・ 共通仕様書 1-1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」・「下水道工事施工の手引き」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

### (3) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

#### 【施工体制に係る工事書類等】

- ①「下請負人等一覧表」
- ②「施工体制台帳」、「施工体系図」（「再下請通知書」含む。下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
- ③ 下請負契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図を含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員	台帳記載不要 契約書写しを添付	技術者の配置不要。ただし指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者	台帳記載不要	技術者の配置不要

(収集運搬業・処分業)	契約書写しを添付	
ダンプ運搬（1人親方のダンプ運転手）	①個人事業主として建設会社と契約した場合、台帳記載	技術者の配置不要
	②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社と雇用関係にある場合は台帳記載不要	
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳に記載する	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要

(4) 関係機関への届出等

- ・ 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 道路管理者への「道路通行制限願」

## 5 用地・補償・支障物関係

~~(1) ①工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）~~

~~本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているため、工事着手前に管理者立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。~~

~~なお、        工は、重複して施工するので        月        日までに施工すること。~~

支障物件	管理者	位置	処置方法(見込)	処置時期
				令和 年 月

~~②本施工箇所には既設水道管があるため、着手前に施工箇所等の調査を実施し、資料調査で不足する場合は試掘等を十分行い、位置・深さを当該箇所の施工2週間前までに監督員へ報告・協議すること。~~

~~(2) 工事に用借地~~

~~本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。~~

借地目的	借地場所・面積	項目	借地条件等（中止期間・契約見込）
作業ヤード	No 付近	借地期間	令和 年 月 日 ～ 月 日
	約 m2	使用条件	但し、
		復旧方法	
		特記事項	
仮設道路	No 付近	借地期間	令和 年 月 日 ～ 月 日
	約 m2	使用条件	但し、
		復旧方法	
		特記事項	

- ・ 上記以外に必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応する。  
特に、「農地の一時転用」については、事前に地域振興局農政課・市町村・農業委員会等と調整をすること。

- ・ 借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。
- ・ 借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。
- ・ 民地へ立ち入る場合は地権者の同意を得ること。借地の場合も同様とする。また、借地の場合は、工事完了後地権者と現地立会いし、確認を得るとともに確認状況を記録し、竣工書類に添付すること。

## 6 周辺環境保全関係

### (1) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙－２）

### (2) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

### (3) 過積載の防止

- ・ 県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- ・ 取引業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- ・ 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- ・ 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
- ・ 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

### (4) 第三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上している。それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。

なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量・範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	家屋事前調査業務標準仕様書
地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ～ 間	特記仕様
振動調査	No ～ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ～ 間	特記仕様
電波障害	No ～ 間	特記仕様

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

~~現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これは設計変更の対象とする。~~

## 7 安全対策関係

### (1) 安全教育・研修・訓練

- ・ 工事現場では、共通仕様書 1-1-1-37 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。

- ・ 安全教育等は工事期間中月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

## ~~(2) 安全施設~~

~~現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。~~

## (3) 交通管理

### ① 交通誘導警備員

- ・ 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施工方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・ 受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第 4 条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・ 国道 141 号線、国道 142 号線、国道 254 号線、県道佐久軽井沢線においては、長野県公安委員会告示第 19 号(平成 27 年 7 月 2 日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置して実施すること。

### ② 交通安全施設

- ・ 仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること
- ・ 車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

### ③ 交通規制

- ・ 規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。  
また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

## (4) 架空線等上空施設一般

- ・ 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。
- ・ 建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。
  - ① 架空線上空施設への防護カバーの設置。
  - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
  - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
  - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定
- ・ 前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、事業区域外等において費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

## ~~(5) 掘削法面~~

- ~~・ 斜面下部を切土する場合は、切土施工単位 10～20m を原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。~~
- ~~・ 「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」等(土木工事現場必携参考)により必要な対策を講ずること。~~
- ~~・ 現場内には、雨量計を設置のこと(簡易なものでも可)。~~
- ~~・ 掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ 10m 以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。~~

## 8 仮設工関係

### (1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

## (2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等

土留め工は、たて込み簡易土留め工で計上してある。施工にあたっては施工計画書で土留工の工法を明記し、~~監督職員の承認を得ること。~~

~~なお工法変更しても、原則金額変更は行わない。~~

本工事の足場については、原則として平成 21 年 3 月 2 日付け厚生労働省令第 23 号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

（参考）「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

## (3) 任意仮設

発注者が想定している任意仮設については、図面、数量総括表、閲覧設計書及び特記仕様書に示したとおり。

受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

## (4) 指定仮設

指定仮設については、図面、数量総括表及び金抜設計書に示したとおり。

## ~~(5) 附帯工~~

~~附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。~~

## 9 使用材料関係

### (1) 材料の承認

- ・工事で使用する材料は、「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等については確認は不要である。~~一括承認については発注機関がホームページ等で周知している。~~
- ・下水道関連資材については、別途佐久市環境部下水道課で一括承認している資材があるため、詳細については監督員へ問合せること。

### (2) 生コンクリート

- ・使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。
- ・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

＜鉄筋コンクリート＞ W/C=55%以下

＜無筋コンクリート＞ W/C=60%以下

### (3) アスファルトコンクリート

- ・基準密度等の品質管理のために、使用前に配合報告書を提出し、確認を受けること。
- ・材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」によるものとし事前に使用材料の確認を受けなければならない。
- ・再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。

### (4) クラッシャーラン

- ・材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、使用前に使用材料の確認

を受けなければならない。

- ・再路盤材に使用する再生砕石（RC-40）は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

(5) その他

- ・~~生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。~~

(6) 東洋ゴム化工品(株)の製品について

- ・受注者は、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、第三者機関（東洋ゴム化工品(株)と資本面及び人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得ること。

品質証明の内容については、製品や材料に求められる機能について「試験名」及び「計測項目」等を記載のこと。

- ・第三者機関による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではないこと。

~~(参考) 東洋ゴム化工品(株)の製品情報 <http://www.toyo-ci.co.jp/product>~~

(7) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

- ・次の資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合（下表の要件を満たす場合）には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び佐久市建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

建設資材等	対象となる要件	対象
生コンクリート	地域内プラントからの調達ができないこと	資材単価 (現着)
アスファルト合材	以下のいずれかに該当すること ・県内のプラント及び工場等からの調達ができない ・県内のプラント及び工場等から調達できるが、平常時の輸送元より遠方となる	
石材		
間知ブロック		
仮設材（鋼矢板等）	以下の条件をすべて満たすこと ・運搬費として積上げ対象となっている資材 ・基地が平常時の輸送元より遠方となる	輸送費

※地域とは、県の実施設計単価表に示す東信（1）地区をいう。

※生コンクリートについては東信（1）地区内プラントからの調達を原則とし、それが困難な場合に限り、地区外からの調達を可能とする。

※遠方とは、平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう。

※本項目は、令和3年度末までの適用とする。

## 10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書 1-1-1-23 第3項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

### (1) 建設副産物の処理に関する事項

- ・ 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。
- ・ 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- ・ 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法第9条に則りその種類ごとに分別すること。
- ・ ~~発生物のうち — — は、本工事の — — に使用するので、施工方法等を協議すること。~~  
~~また、発生物のうち — — は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。~~
- ・ 工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。

(2) 建設発生土に関する事項

引渡場所・仮置場所	処分方法	特記事項

発生土の処分は自由処分とするが、産廃処理のため処分先に注意すること。処分先・経路について位置図・地目を提出し、協議すること。

なお、運搬先における土捨前・後の写真を撮影（厳守）すると共に土捨前・後の横断図および土量計算書を作成し提出すること。

運搬距離は2 kmとなっているが、協議により変更となる場合がある。

※ 処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により処分先を変更した場合は、原則として設計変更しない。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- ・ 再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種 別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊	(有)アクア	掘削
セメントコンクリート塊	無筋	
	鉄筋	
	二次製品	
建設資材木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

- ・ 産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種 別	処理場名	備考
木くず(抜根・伐採材)		
汚 泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m<sup>3</sup>)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

種 別	処分条件	備考
その他（金属くず他）		

(5) 建設副産物の処理

- ・ 建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。
- ・ 廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。



- ・ 下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- ・ 「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。
- ・ 受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (処理業者)	業者名				
	住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名				
	住所				
その他	資源化の 方法など				

(施工計画提出時に必要な書類等)

- ・ 処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- ・ 受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し（施工体制台帳に添付する）
- ・ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

#### (6) 再生資源利用等実施書の提出

- ・ 施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。
- ・ 再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を添付し提出すること。
- ・ 提出様式は、原則としてCOBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用し作成すること。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式 (EXCEL)」によることも可能とする。
- ・ COBRISを利用した場合は、データの提出を要しない。
- ・ ~~対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。~~

#### (7) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

### 1 1 品質・技術管理関係

#### (1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

#### (2) コンクリートの品質管理

##### ①コンクリート担当技術者の配置

- ・ 50m<sup>3</sup>以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- ・ 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

##### ②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

##### ③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m<sup>3</sup>以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の回数は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				

塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④レディーミクストコンクリート納入書

レディーミクストコンクリート納入書は、しゅん工書類として提出すること。レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

(3)土工

- ・掘削幅は図示のとおりとするが、変更したい場合は協議すること。ただし、変更しても金額変更は行わない。
- ・掘削時に発生土の状態が良くない場合は自然含水比の状態での修正CBR試験を実施し、現場状況写真及び報告書を提出すること。また、国道・主要地方道・県道の場合で埋戻しに発生土を使用する設計となっている現場については、土質状況に関わらず自然含水比の状態での修正CBR試験を実施し、現場状況の写真及び報告書を提出すること。
- ・埋戻し土の締固め密度は最大乾燥密度の90%以上とする。なお、現場測定は路盤、及び発生土埋戻し上面で3回ずつ行うものとする。(国庫補助事業のみ)  
 仮復旧箇所については、監督員へ協議すること。
- ・埋戻し方法について、以下の箇所については1層の仕上り厚は20cm以下とする。
  - i) 路面から-0.39mまで
  - ii) 市道部：路面から-0.69mまで(幅員5.5m以上の場合)
  - ii) 県道部：路面から-1.2mまで(車道乗入れ部以外の県道歩道にあっては-0.5mまで)
 ※ただし、未舗装路(A s・C oで舗装されていない道路)については対象外とする。

(4)管布設

- ・全線(取付管も含む)埋設表示シートを管上40cmの位置に布設すること。また、埋設テープも管へ添付すること。
- ・~~圧送管の工事では水密試験を行うこととし、施工計画時に試験時間、必要圧力(MPa)について監督員と協議し、立会いのもと試験を実施すること。~~

(5)取付管

- ・~~取付管については、地権者、もしくは宅内工事業者に位置等の確認を行い、公共下水道取付管位置確認書にサインを頂いた後に施工すること。また、取付管の先端に埋設表示シートを付け、地表面まで立ち上げること。~~
- ・~~取付管先端の宅内地面にプラスチック杭を打ち、場所を明示すること。杭については支給を行う。~~

(6) その他

竣工後、防食塗装復旧までの期間(2年以内)に漏水が発生した場合は、請負者の責任において復旧を行うこと。

## 12ワンデーレスポンス

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- (2) 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。
- (3) 受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

### 1 3 注意事項

#### (1) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。

(変更請負額) = (変更設計額) × (請負額) / (設計額) (千円以下切り捨て)

#### (2) 工事関係書類一覧表 (案)

共通仕様書 1-1-1-26 に定める工事しゅん工書類に関する簡素化出来るものについては、発注者の定める「工事しゅん工書類簡素化基準 (平成 30 年 4 月一部修正)」によることとする。

### 1 4 質問回答について

通知文を参照すること。

### 1 5 設計表示数位

適用する設計表示数位は、下水道に関する項目については、長野県土木部下水道課監修「下水道実施設計要領 (1) -開削工編-」(平成 14 年 4 月 1 日) (財団法人長野県下水道公社) 1-4 頁及び 1-5 頁掲載 9-1 表・9-2 表に準拠し、9-1 表・9-2 表に掲載の無い工種、及び下水道構造物以外の工種については、国土交通省「土木工事数量算出要領 (案)」の最新版に準拠している。

### 1 6 労働者確保に要する間接費の実績変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準及び標準歩掛の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営繕費：労働者の宿泊に要する費用のうち借上費及び宿泊費、労働者送迎費

労務管理費：労働者に係る募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費 (率分) に占める実績変更対象費の割合：6.70%

2) 現場管理費に占める実績変更対象費の割合：1.33%

(3) 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更 (以下「間接費の実績変更」という。) を請求する場合は、実績報告書 (様式 1) 及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。) を監督員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。

(5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(6) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び佐久市建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

(7) 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(8) 本項目は、令和 3 年度末までの適用とする。

## §2 特記事項

- (1) 施工に際して、運転管理者（水 ingAM(株)佐久管理事務所TEL0267-63-1645）と必ず工程協議すること。また、現場作業時は発注者もしくは施設の運転管理者立会のもとで実施すること。

(別紙-2)

## 排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表-1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表-1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。  ( <u>閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。</u> )